

市有林立木調査業務委託仕様書

第1 一般的事項

市有林の立木調査業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。ただし、現地状況等の特殊な事情からこの仕様書により難いとき、またはこの仕様書に明示されていない事項については、監督職員に報告のうえ指示を受けるものとする。

第2 受注者の遵守事項

- 1 受注者は、林野火災その他の災害防止について、万全の措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、林内の立木及び施設等を損傷しないよう留意するものとする。

第3 調査事項

1 調査の対象

- (1) 調査の対象は、市有林ごとに胸高直径の測定値が、針葉樹については10cm以上、広葉樹については20cm以上の立木とし、枯損木及び形質不良木（以下「形質不良木等」という。）を除くものとする。

この場合の形質不良木等とは、枯死木、中折れ、幹腐れ、著しい曲り等がある立木とし、この取扱いは、監督職員の指示によるものとする。

(2) 樹種の区分

樹種の区分は、原則として市有林別、胸高直径別に下表のとおりとする。

針・広別	胸高直径の測定値	樹種	備考
針葉樹	10cm以上	スギ	
		ヒノキ	
		サワラ	
		アカマツ	
		カラマツ	
		その他	上記以外の針葉樹全て
広葉樹	20cm以上	広葉樹	

2 胸高直径の測定

- (1) 調査者は、斜面の山側に立ち、斜面に直角方向の直径を測定する。
- (2) 測定的位置は、立木の山側の地際から1.2mの高さ（以下「胸高」という。）とし、測定器具は、原則として輪尺とする。
- (3) 測定単位は2cm括約とし、測定値は次のように取扱うものとする。
9cm以上11cm未満の場合 10cm
11cm以上13cm未満の場合 12cm
- (4) 胸高付近の断面が扁平し、斜面に直角方向の直径とそれに直行する直系の測定値に20%以上の差がある場合には、斜面に直角2方向の直径を測定し、その平均値を測定値とする。
- (5) 胸高付近に枝、節、瘤、その他著しい不正形状を有する場合は、当該箇所の上下等間隔の2点における直径を測定し、その平均値を測定値とする。
- (6) 胸高付近に、つる、きのこ、コケ、極端な粗皮等が付着しているときは、これらのものを除去したうえで測定する。
- (7) 胸高より下の位置で幹が複数に分岐している場合、最も太い幹は、地上から1.2mの

高さ、他方は分岐点から1.2mの高さを測定する。

(8) 根曲り木は、根と幹の交点の地際から1.2mの高さを測定する。

(9) 胸高直径を測定した立木には、胸高付近の任意の箇所にはナンバーテープを添付する。

3 樹高の測定

(1) 樹高は、斜面上方の地際から梢端までの高さとする。

(2) 測定機材は、原則として樹高測定器とする。

(3) 測定の単位は、1 mとする。

(4) 樹高は、樹種ごとに、各胸高直径の立木本数のうち5%以上、もしくは5本以上任意に抽出し測定する。

(5) 測定は、測定木の樹高に相当する水平距離を確保し、測定木の根元（又は胸高）と梢端が同時に見える位置で行うこととする。

(6) 樹高の測定木は、沢から峰に掛けて帯状に選定し、測定木の直径階を均一に分散させるものとする。

4 調査結果の整理及び作業写真の整理

(1) 胸高直径及び樹高の測定値は、調査区域ごとに立木調査野帳（様式第2号）に整理する。

(2) 調査区域ごと、樹種ごとに樹高曲線表を作成のうえ、直径階ごとの平均樹高を求め、樹高計算表（様式第3号）に整理する。

(3) 調査区域ごと、樹種ごとに立木材積を計算し、その内容を材積計算表（様式第4号）に整理する。

(4) 上記(1)～(3)の結果を基に立木調査集計表（様式第1号）に整理する。

(5) 立木に貼付したナンバーテープの番号及び位置等をナンバーテープ使用状況図（別紙1）のとおり記入する。

(6) 立木調査作業写真（胸高直径測定、樹高測定、ナンバーテープ貼付）について、調査区域ごとに下記の条件に従って撮影し、作業完了後すみやかに提出すること。

ア) 立木調査面積が10.00ha未満の場合 一律3箇所

イ) 立木調査面積が10.00ha以上の場合

調査面積が5.00ha増えるごとに撮影箇所を1箇所追加して整備する。

例) 面積10.00ha以上15.00ha未満の場合 4箇所

面積15.00ha以上20.00ha未満の場合 5箇所

5 成果品

(1) 立木調査集計表（様式第1号）

(2) 立木調査野帳（様式第2号）

(3) 樹高計算表（様式第3号）

(4) 材積計算表（様式第4号）

(5) ナンバーテープ使用状況図（別紙1）

(6) 作業写真